

広島県告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十三年広島県告示第九百六十四号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・五・六一四号津之郷奈良津線

三 事業施行期間

平成十三年十一月一日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成十三年広島県告示第九百六十四号の事業地のうち、広島県福山市山手町五丁目及び山手町六丁目に住居表示を変更し、広島県福山市本庄町中三丁目、北本庄三丁目、山手町五丁目及び山手町六丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

平成十三年広島県告示第九百六十四号の事業地のうち、広島県福山市本庄町中三丁目、北本庄三丁目、山手町五丁目及び山手町六丁目地内において事業地を追加する。